

消費税の引上げに伴う地方消費税交付金（引上げ分）の財源充当について
（令和2年度決算）

引上げ分に係る地方消費税交付金は「消費税法第1条第2項に規定する経費（社会保障4経費）その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされていることから、以下の経費へ充当します。

（歳入）

・ 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 148,583 千円

（歳出）

・ 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（単位：千円）

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	町債	その他	社会保障 財源分の 市町村 交付金	その他
社会 福祉	障害者福祉事業	441,021	290,340	3,500	0	11,651	135,530
	高齢者福祉事業	490,895	22,702	200		37,048	430,945
	児童福祉事業	606,250	84,299	401,100	67,654	4,211	48,986
	母子福祉事業	1,532	0	1,000	0	42	490
	小 計	1,539,698	397,341	405,800	67,654	52,953	615,950
社会 保険	介護保険事業	438,512	21,715	0	8,706	32,306	375,785
	国民健康保険事業	178,829	80,756	0	0	7,764	90,309
	小 計	617,341	102,471	0	8,706	40,070	466,094
保健 衛生	高齢者医療事業	373,664	62,615	0	0	24,624	286,425
	病院事業	342,987	0	0	0	27,152	315,835
	疾病予防対策事業	70,382	8,792	0	13,800	3,783	44,007
	医療提供体制確保事業	0	0	0	0	0	0
	小 計	787,033	71,407	0	13,800	55,560	646,266
合 計		2,944,072	571,219	405,800	90,160	148,583	1,728,310
		3,017,776	715,370	358,500	68,930		